

社会福祉法人 やまなみ会

平成 29 年度 事業計画書

共同生活援助事業所
GH 草原の風

共同生活援助事業所
グループホーム 草原の風

平成 29 年度 事業計画

1. 運営方針

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は、社会生活が営むことが出来るよう、当該利用者の身体及び精神の状況並び、その置かれている環境に応じて、共同生活住居においての、相談その他の日常生活上の援助が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち適切かつ効果的に行うことを目的とする。

その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。利用者の方の意見や、要望も多く取り入れいろんな行事も取り入れていき、楽しく生活ライフが送れるよう支援に当たる。

2. 運営目標

利用者さんのニーズに沿った安心して暮らせる住環境の提供の実施
事故防止・健康管理の強化
稼働率 100%を目指し、経営の安定に資する運営
職員の質の向上と人材育成

- ①利用対象者 産山村を中心とした各市町村
- ②利用者定員 27名
- ③施設所在地 熊本県阿蘇郡産山村大利 657-6
- ④施設概要 各居室面積 17.8m²(18 室) 15.9m²(6室)
風呂場 5.4m²(5室)
居室面積 18.2m²(3室)風呂付
- ⑤職員と配置
 - ・管理者 1名(常勤兼務)
 - ・サービス管理責任者 1名(常勤兼務)
 - ・世話人 3名(常勤)

3. 支援内容

1) 利用者に対するアセスメント・個別支援計画

個別支援計画を作成する前提とし、利用者の状況、ニーズなどを的確に把握するため十分なアセスメントを行い年に2回のモニタリングを合わせて行う。共同生活住居における相談などを密にして行き信頼を得られるよう支援して行く。

2) 家事等の日常生活上の支援

利用者の家事その他等は、なるべく自活して出来るよう、相談、指導をして行き掃除、洗濯、入浴、起床、離床等に於いての問題点など話し合い解決支援をして行く。

3) 心身の状況等の把握、健康管理

利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は、福祉サービスの、利用状況の把握につとめるものとする。
それに伴い毎日の安否確認、体調、気分不良等の確認をし不調などでの対応、申し送り、連絡をし素早い対応

4) 金銭管理、買い物支援

小遣い、買い物等に係るお金の出し入れは、常に間違いのないよう、立会人の下 預かり金の出し入れをし確認記帳する。買物支援等利用者の意見希望を聞き、要望に沿える買い物支援を行う。

5) 福祉サービス事業所、バックアップ施設との連携

利用者の異変、問題行動などにいち早く気づき、安否確認をし連絡を速やかに行うと共に月一回の世話人会議等を行い問題点などの報告話し合いを行う。

6) 利用者の人権とプライバシーの保護

利用者の生活のすべての面で、個人情報保護法に素づいた（プライバシー、尊厳、秘密保持等）権利が確保され、人権が尊重される体制を強化行う。

7) 地域との連携や交流に努める

障害者が居住する利域において、円滑にサービスを利用できるように市町村と連携し、サービス提供体制の整備を行う。

8) 余暇活動支援

利用者の意見を取り入れ行事やイベントへの参加ができるよう支援を行う

9) 苦情解決・情報の保護

利用者からの苦情問題点が発生した場合は、速やかに適正な解決に努め苦情解決受付者及び苦情解決責任者の設置を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者及びその家族に周知推進致します。

- ・ 苦情受付担当者 職員 1 名
- ・ 苦情解決責任者 管理者 1 名
- ・ 第三者委員会 外部有識者

※苦情内容は、経過記録書に記載し申出人や関係者の秘密プライバシー保護に努めます。

10) 緊急時及び防災時及び管理体制強化

利用者の防災意識の向上や緊急時の対応の支援を強化し、避難訓練や防災マップを策定し素早い対応を行う。聴覚障害者等特に気配りし、緊急時の対応に備える。

※ 点検等

- ・ 火元責任者世話人は、火元取扱の注意、火気使用の後始末の点検及び退勤時の点検をちゃんとする。
- ・ 消火設備・避難通路の確保・避難誘導灯・火災報知機・非常連絡装置消火器の確認を行う。
- ・ たばこの後始末等火気の取り扱いについての指導、支援を行う。
- ・ 廊下、階段、通路等には、物を置かない 置かれているときは、直ちに撤去する。

<非常災害時の行動>

(世話人)

火 災 報 知 機 ベ ル 鳴 動



出火場所の確認
消火器の搬送
(出火場所を確認に行く)

火災、災害状況の確認



消 防 署 へ 通 報
非 難 誘 導
※各室等に逃げ遅れがない
か利用者確認。



避 難 場 所 での 人 員 確 認
消 防 隊 へ の 報 告

4. サービスの向上

- ・定期的に会議を関係者を含め行い申し送りやケース検討を行い世話人の質の向上を図るために福祉制度等の内容を取り入れていく。
- ・世話人の質の向上を図るための研修会への参加を積極的に行う。
- ・人権の榨護及び虐待防止の為に意思の向上を図る。